

神奈川県暴力団排除条例

一部改正の要旨

平成30年3月30日 一部改正の公布
平成30年7月1日 一部改正の施行

一部改正の要旨

平成23年に施行された神奈川県暴力団排除条例（以下「本条例」とします。）は、暴力団の資金獲得活動や人的基盤構築の阻止に一定の効果は認められましたが、施行が長くなるにつれ、社会情勢の変化から様々な課題が認められました。

そこで、県民の皆様が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するために、県民の皆様からの意見募集等の結果を踏まえ、

暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域の拡大

少年に対する暴力団員の禁止行為の追加

暴力団員への名義貸し行為等の禁止

暴力団からの離脱促進の規定の追加

を柱とする、本条例の改正に至りました。



暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域の拡大（第16条・第16条の2）

暴力団事務所は、その存在自体が少年の健全な育成に悪影響を与えるので、暴力団事務所の開設・運営を規制して少年のための良好な環境を確保する必要があります。

従来は、学校等の周囲200メートルの区域内を暴力団事務所の開設・運営の禁止区域としていましたが、今回の改正では、より一層、少年の保護及び健全な育成を図るといった観点から、児童相談所や修学旅行生等が来訪する重要文化財施設等を対象となる施設として追加しました。

また、少年の生活圏から暴力団事務所を排除するため、都市計画法に基づく、いわゆる「住居系用途地域」を暴力団事務所の開設・運営の禁止区域としました。

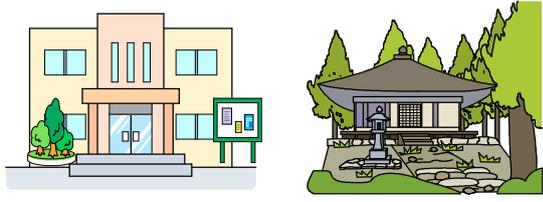
① 禁止区域の追加

学校、図書館、児童福祉施設
都市公園、公民館、博物館



- 家庭裁判所
- 児童相談所
- 重要文化財
- 保護観察所
- 少年院
- 少年鑑別所

神奈川県暴力団排除条例施行規則第1条で定める
青少年の健全な育成を図るための施設等



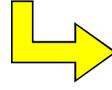
これらの対象施設の周囲200メートルの区域内に暴力団事務所を開設・運営した場合、
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金！

② 住居系用途地域を暴力団事務所の開設・運営の禁止区域として規定

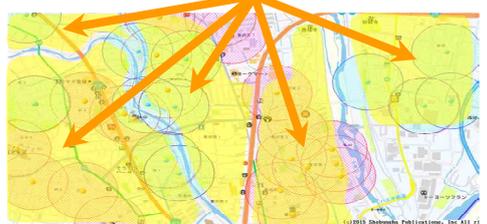
都市計画法に基づく、いわゆる**住居系用途地域(※)**を暴力団事務所の開設・運営の禁止区域にしました。
この禁止区域内に暴力団事務所を開設・運営した場合、
暴力団事務所使用禁止命令（行政命令）を発出します。



住居系用途地域



命令に従わず暴力団事務所の運営を継続した場合は、
暴力団事務所使用禁止命令違反として
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金！



(※) 住居系用途地域

都市計画法で定める

- ①第一種低層住居専用地域②第二種低層住居専用地域③第一種中高層住居専用地域
 - ④第二種中高層住居専用地域⑤第一種住居地域⑥第二種住居地域⑦準住居地域⑧田園住居地域
- を言います。

少年に対する暴力団員の禁止行為の追加（第17条～第18条・第30条・第31条）

改正前の禁止行為は、右の3類型で、中止命令の対象行為は、「事務所への立ち入らせ」のみでした。

事務所への立ち入らせ	連れ回し	利益供与
中止命令対象行為	中止命令の対象外	

① 中止命令の対象となる禁止行為を追加

暴力団員が、本条例施行規則に掲げる少年有害行為を少年に行う目的又は行わせる目的で…

面会の要求

電話、メール、FAX、SNSなど

つきまとい、押しかけなど

をすると、中止命令（行政命令）を発出します。



命令に従わない場合は、中止命令違反として
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金！

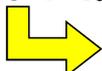


② 中止命令の効果を上げるため、命ずることのできる事項を拡大

例えば、禁止行為のうち、暴力団事務所への立ちらせ行為については、立ちらせてはならないことを命ずるほか、立ちらせる目的で、呼び出しの電話等をしてはならないと命ずることができるようにしました。

③ 再発防止命令の創設

中止命令に該当する行為をした暴力団員が、他の少年にも同じ行為をするおそれがあると認めるときは、期間を定めて、違反行為をしてはならないことを命ずる再発防止命令（行政命令）を規定しました。



命令に従わず不特定の少年に同様の行為をした場合は、再発防止命令違反として
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金！

④ 早期に中止命令を発出するための手続きの変更

改正前は、行為者に対して中止命令の発出前に、弁明の機会を与えなければならず、迅速な中止命令の発出ができない状況だったので、今回の改正では、弁明の機会の適用を除外しました。

暴力団員への名義貸し行為等の禁止（第26条の2）

本条例第22条では事業者の責務として、事業に係る契約に際しては、いわゆる「暴力団排除条項」の整備に努めるよう規定していますが、暴力団員は、活動を支援する者等の他人の名義を利用して契約手続を行う規制逃れをしているため、これを防止する措置を規定しました。

- ① 暴力団員は、自らが暴力団員であることを隠す目的で、他人の名義を利用することを禁止します。
- ② 何人も、暴力団員が暴力団員であることを隠す目的があることを知って、自己や他人の名義を暴力団員に利用させることを禁止します。

（違反した場合には、勧告・公表の対象）

暴力団からの離脱促進の規定の追加（第12条の2）

暴力団排除の規制を強化する一方で、暴力団組織からの離脱者が再び暴力団に加入しないための社会復帰支援を充実させるため、「県の責務」を規定しました。